

短期大学・高等専門学校卒業者等

に開かれた

## 新しい学士への途

平成4年9月

学位授与機構

目 次

まえがき	
I 授与の要件	1
1 学士の学位授与の要件	1
2 審査と試験	2
II 修得単位	3
1 単位の修得方法	3
1 該当する単位	3
2 年限及び単位数	4
3 履修の方針	5
4 専攻に係る単位の修得	5
5 大学における専攻に係る単位の修得	6
6 専門的科目の単位以外の単位の修得	6
7 外国語の単位の修得	6
III 学修成果	7
1 学修成果	7
2 レポートの様式等	7
3 レポート以外の学修成果	7
4 提出の部数	8
IV 試験	9
1 試験	9
2 平成4年度の試験の実施	9
V 申請の手続き	10
1 申請書類等	10
2 学位審査手数料	11
3 申請の受付先	11
4 平成4年度の申請の受付期間等	11
5 郵送による申請	11
6 受験票の送付	11
VI 学位の授与	12
1 合否の通知	12
2 学位の授与	12
3 学位授与の取消し	12
4 専攻分野の名称	12
別表	
1 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準	14
資料	24
1 学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程	26
2 学士の学位授与に係る修得単位審査要項	30
3 「専門的科目」の例	32
4 学位授与機構が認定した専攻科一覧	44
まえがき	
学位授与機構は国立学校設置法（昭和28年法律第150号）に基づき平成3年7月1日に設置された国の機関であり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第3項に定めるところにより学位を授与すること、学位の授与を行うために必要な学修の成果の評価に関する調査研究を行うこと、大学における各種の学修の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うことを目的としています。	
この小冊子は平成4年4月に作成した同名の冊子を改訂増補したもので、学校教育法第68条の2第3項第1号に基づく学士の学位の授与の制度について説明しています。この制度は、短期大学、高等専門学校卒業業者等が、科目等履修生として大学の単位を修得する等の方法により一定の学修を積み上げた場合、学位授与機構の行う審査によって学士の学位を取得できる途を開いたものです。	
この制度による学士の学位の授与の申請の受付は、平成4年度は平成4年10月に行います。また、平成5年度以降は毎年4月及び10月に行います。	
	平成4年9月
	学位授与機構

## I 授与の要件

### 学士の学位授与の要件

学位授与機構（以下「機構」という。）は、次の各号の一に該当する者（以下「基礎資格を有する者」という。）で、「II 修得単位」に示す単位の修得方法によって学修し、その申請に基づき機構が行う修得単位及び学修成果\*の審査及び試験に合格した者に対し、学士の学位を授与します。

ただし、現に大学に在学する者は申請することができません。その者は、当該大学で学士の学位の取得（卒業）を目指している者であって、本制度の対象とはなりません。

なお、大学院に在学する者は申請することができません。大学を卒業することなく大学院に入学した者には、この制度で学士の学位の取得の途が開かれていません。

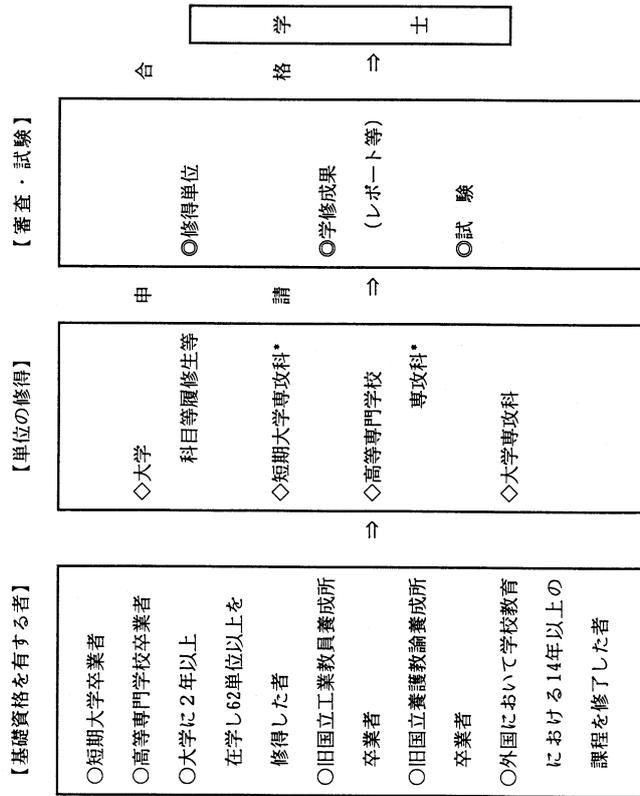
#### （基礎資格を有する者）

- 1 短期大学を卒業した者
- 2 高等専門学校を卒業した者
- 3 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 4 旧国立工業教員養成所を卒業した者
- 5 旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- 6 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者

\* ここでいう「学修成果」は「専攻に係る特定の課題（テーマ）についての学修の成果」をいい、原則としてレポートの形で提出するものです。これについては、「III 学修成果」に説明があります。

### 審査と試験

機構では、修得単位が「II 修得単位」に示す要件に適合しているか、学修成果が学士の水準に達しているかを審査し、学修成果が申請者の学力として定着しているか、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかをみるために行う試験の結果と合わせて総合的に可否の判定を行います。



\*学位授与機構が認定した専攻科

II 修得単位

単位の修得方法

本制度による学士の学位の授与を受けようとする者は、以下の1から7に示す単位の修得方法によって学修しなければなりません。

1 該当する単位

本制度による修得単位には、以下の単位が該当します。

(1) 大学の単位\*

- ア 科目等履修生\*\*として修得した単位
- イ 大学の学生として修得した単位
- ウ 大学院の学生として修得した単位

(2) 短期大学・高等専門学校専攻科のうち学位授与機構が認定した専攻科\*\*\*の単位

(3) 大学専攻科の単位

\* 大学通信教育の単位、大学院の単位を含みます。放送大学の教育は大学通信教育の一つです。

\*\* 科目等履修生の制度は、平成3年7月1日に大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の改正によって生まれた新しい制度で、「大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる」（同基準第31条）と定められています。

個々の大学の科目等履修生の受入れについては、直接当該大学に照会して下さい。

\*\* \* 平成4年度が最初の認定となります。したがって、認定された専攻科であっても平成3年度以前の単位は該当しません。（認定された専攻科については、資料4を参照して下さい。）

2 年限及び単位数

基礎資格を有する者が本制度で学士の学位を取得しようとする場合の学修すべき年限及び修得すべき単位数は下表のとおりです。

下表のいずれの場合も、それぞれの単位数のうち16単位以上は大学で修得した単位（「1 該当する単位」の「(1) 大学の単位」）でなければなりません。短期大学又は高等専門学校の専攻科、大学の専攻科で修得した単位だけでは要件を満たしません。

基礎資格を有する者の区分	学修年限及び単位数
修業年限2年の短期大学を卒業した者 高等専門学校を卒業した者 外国において学校教育における14年の課程を修了した者	2年以上にわたり 62単位以上
修業年限3年の短期大学*を卒業した者 旧国立工業教員養成所を卒業した者 旧国立養護教諭養成所を卒業した者 外国において学校教育における15年以上の課程を修了した者	1年以上にわたり 31単位以上
大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者**	左の大学に在学した期間及び修得した単位を含めて 4年以上にわたり*** 124単位以上

\* 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する、夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科に係る修業年限3年の短期大学を除く。

\*\* 現に大学に在学する者は申請することができません。大学院に在学する者は申請することができます。

\*\* \* 大学院の在学期間を含みます。

### 3 履修の方針

単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修しなければなりません。

「I 授与の要件」に示した「基礎資格を有する者」の各号に掲げる短期大学、高等専門学校等（以下「短期大学、高等専門学校等」という。）で既に修得した単位と合わせて、上記の趣旨に適合するように履修することが必要です。

### 4 専攻に係る単位の修得

専攻に係る単位は、専門的な内容の授業科目（以下「専門的科目」という。）及び専門に関連する授業科目（以下「専門関連科目」という。）の単位に区分されます。

専攻に係る単位数は、短期大学、高等専門学校等において修得した単位のうちの専攻に係る単位と合わせて、6.2 単位以上となるように修得しなければなりません。

機構では、専攻に係る専門の学芸が体系的に履修されているかについての審査を、別表に掲げる専攻の区分ごとの修得単位の基準により行うこととします。申請者は、審査を希望する専攻の区分及び専攻分野の名称をそれぞれ1つ選び、申請して下さい。

なお、これらの基準は、当面の審査に必要と考えられるものについて設定したもので、今後別表に掲げる以外の専攻の区分についても設定することとします。別表に審査を希望する専攻の区分が無い場合は、学位に付記することを希望する専攻分野の名称のみを1つ選び、申請することになります。

専攻分野の名称は、「VI 学位の授与」の「専攻分野の名称」（1.2頁）を参照して下さい。

また、専攻に係る単位数6.2 単位以上のうち、3.1 単位以上（修業年限3年の短期大学を卒業した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合）にあっては、1.6 単位以上）は、基礎資格を有する者に該当した後に、専門的科目の単位を含めて修得しなければなりません。

### 5 大学における専攻に係る単位の修得

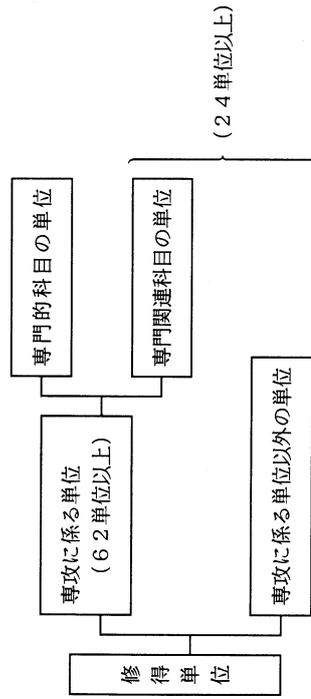
「2 年限及び単位数」に示した大学において修得すべき1.6 単位以上のうち、原則として8 単位以上は専攻に係る単位でなければなりません。

### 6 専門的科目の単位以外の単位の修得

専門的科目の単位以外の単位（専攻に係る単位以外の単位、専門関連科目の単位）を、短期大学、高等専門学校等において修得した単位と合わせて、2.4 単位以上修得しなければなりません。

### 7 外国語の単位の修得

修得単位には、外国語（別表の専攻の区分「英語・英米文学」の場合）については、英語以外の外国語の単位を含まなければなりません。





#### IV 試 験

##### 試験

試験は、提出された学修成果が申請者の学力として定着しているか、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかをみるために行われるもので、提出された学修成果の内容に関連する事項について、原則として小論文の形で課されます。

なお、「芸術学」の専攻の区分「音楽」及び「美術」のうち、レポート以外の学修成果を提出した者については、小論文に代えて面接による試験を行います。専攻の区分「美術」で面接試験を受ける者は、試験の当日、作品の現物又はポートフォリオ及び制作ノートを持参しなければなりません。

##### 平成4年度の試験の実施

平成4年度の試験は、12月20日(日)に東京都内で行う予定です。

試験時間は、小論文については90分、面接については30分以内を予定しています。

#### V 申 請 の 手 続 き

##### 申請書類等

学士の学位の授与を受けようとする者は、下記の申請書類等を所定部数提出して下さい。これらの申請書類等は一括して学位審査手数料とともに提出して下さい。

なお、提出した申請書類等は返還しません。

- 1 学位授与申請書 [1通]
  - 2 基礎資格を有する者\*である旨の学(校)長の発行する証明書 [1通]
  - 3 単位修得状況等申告書 [1通]
  - 4 学(校)長の発行する単位修得証明書\*\* [修得した機関ごとに各1通]
  - 5 学修成果\*\*\* [5部]
  - 6 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(日本国籍を有しない者については、外国人登録済証明書)(申請前3か月以内に発行されたものに限る。)[1通]
  - 7 受験票・写真票 [1通]
- 上記の申請書類のうち、1の学位授与申請書、3の単位修得状況等申告書、6のうちの住民票記載事項証明書及び7の受験票・写真票は、機構が用意する用紙を使用して下さい。
- 審査のため必要があるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがあります。

- 
- \* 基礎資格を有する者については、「I 授与の要件」に示してあります。
  - \*\* 単位修得状況等申告書の記載事項(授業科目名、単位数、授業の方法、学修の時期、修得の時期)及び修得時の身分を証明するものであること。
  - \*\*\* 学修成果については、「III 学修成果」に説明してあります。

## VI 学位の授与

## 学位審査手数料

学位審査手数料は、20,000円です。申請時に納めて下さい。\*

なお、納付した学位審査手数料は返還しません。

## 申請の受付先

申請の受付は、学位授与機構管理部学務課（〒227 神奈川県横浜市緑区長津田町4259番地）で行います。

## 平成4年度の申請の受付期間等

平成4年度の申請の受付期間は、平成4年10月1日（木）から10月30日（金）〔土、日曜日及び国民の祝日を除く。〕です。受付時間は、午前9時30分から午後4時までです。

なお、平成5年度以降の申請の受付は、毎年4月及び10月の2回行います。

## 郵送による申請

申請書類等及び学位審査手数料を郵送で提出する場合は、10月1日から10月31日までの消印のあるものを有効とします。この場合には、学位審査手数料を郵便為替（受取人指定欄には「学位授与機構」と記入すること。）で、申請書類等とともに書留で送付して下さい。

## 受験票の送付

受験票は、申請書類等の受理後、11月末までに申請者あてに送付します。

---

\* 学位審査手数料を受領したときは、領収証書を発行します。

## 合否の通知

申請者には、合否の判定結果を平成5年3月下旬までに通知する予定です。

## 学位の授与

上記の審査及び試験に合格した者には、学位授与機構から学士の学位記が授与されます。

## 学位授与の取消し

学士の学位を授与された者が、不正の方法により学士の学位の授与を受けた事実が判明したときは、学士の学位の授与を取り消します。取り消された者は、学位記を返還することとなります。

## 専攻分野の名称

学士の学位には、専攻に応じて専攻分野の名称が付記されます。付記される専攻分野の名称は当面は下記のとおりです。

文学	教育学	神学	社会学	教養	学芸
社会科学	法学	政治学	経済学	商学	経営学
理学	薬学	看護学	保健衛生学	鍼灸学	栄養学
工学	芸術工学	商船学	農学	水産学	家政学
芸術学	体育学				

別表 専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

整理番号	専攻の区分	専攻分野の名称
1	国語国文学	文学
2	英語・英米文学	文学
3-1	宗教学	文学
3-2	宗教学	神学
4	教育学	教育学
5	社会福祉学	社会学
6	比較文化	教養
7	地域研究	教養
8	国際関係	教養
9	法学	法学
10	政治学	政治学
11	経済学	経済学
12	商学	商学
13	経営学	経営学
14	看護学	看護学
15	機械工学	工学
16	電気電子工学	工学
17	情報工学	工学
18	応用化学	工学
19	材料工学	工学
20	家政学	家政学
21	音楽	芸術学
22	美術	芸術学

整理番号	専攻の区分	専攻に係る履修科目の区分及び修得すべき単位数（6.2単位以上）	専攻分野の名称
1	国語国文学	専門的科目（4.0単位以上（演習科目を含むこと）） 国語国文学に関する基礎的・概念的な科目 国語学に関する科目 国文学に関する科目	文学
		専門関連科目（4単位以上） 思想・哲学に関する科目 歴史・文化に関する科目 社会・風土に関する科目 心理学に関する科目 外国文学に関する科目 比較文学に関する科目 言語学に関する科目 国語教育に関する科目 日本語教育に関する科目	
2	英語・英米文学	専門的科目（4.0単位以上（演習科目1.2単位以上を含むこと）） 英語学に関する科目 英文学に関する科目 米文学に関する科目	文学
		専門関連科目（4単位以上） 英米以外の西洋文学に関する科目 日本文学に関する科目 西洋の歴史・思想に関する概念的な科目 英語以外の外国語に関する科目 英語教育に関する科目 日本語教育に関する科目 比較文化に関する科目 地域研究に関する科目 国際関係に関する科目	

整理番号	専攻の区分	専攻に係る履修科目の区分及び修得すべき単位数（6.2単位以上）	専攻分野の名称
3-1	宗教学	専門的科目（4.0単位以上） 【A群（宗教学一般に関する科目）】（8単位以上） 宗教思想に関する科目 宗教史に関する科目 宗教の発展に関する科目 【B群（個別宗教に関する科目）】（8単位以上） 神道に関する科目 仏教に関する科目 キリスト教に関する科目 他の宗教に関する科目	文学
		専門関連科目（4単位以上） 哲学・倫理学に関する科目 歴史に関する科目 社会学に関する科目 心理学に関する科目 教育学に関する科目 芸術学に関する科目 人類学に関する科目 外国語に関する科目	
3-2	宗教学	専門的科目（4.0単位以上） 【A群（宗教学一般に関する科目）】（8単位以上） 宗教思想に関する科目 宗教史に関する科目 宗教の発展に関する科目 【B群（個別宗教に関する科目）】 神道に関する科目 仏教に関する科目 キリスト教に関する科目（2.4単位以上） 他の宗教に関する科目	神学
		専門関連科目（4単位以上） 哲学・倫理学に関する科目 歴史に関する科目 社会学に関する科目 心理学に関する科目 教育学に関する科目 芸術学に関する科目 人類学に関する科目 外国語に関する科目	

整理番号	専攻の区分	専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数（6.2単位以上）	専攻分野の名称
4	教育学	専門的科目（4.0単位以上） 教育学・教育心理学に関する科目 教育心理学に関する科目 教育心理学に関する科目 幼児教育・保育に関する科目 特殊教育に関する科目 養護教育に関する科目	教育学
		専門関連科目（4単位以上） 思想・哲学に関する科目 歴史・文化に関する科目 社会に関する科目 法律・行政・経営に関する科目 情報科学に関する科目 医療に関する科目 福祉に関する科目 芸術に関する科目 保健体育に関する科目	
5	社会福祉学	専門的科目（4.0単位以上） 【A群（講義科目）】 社会福祉の基本領域に関する科目（8単位以上） 社会福祉の方法技術に関する科目（8単位以上） 社会福祉の諸分野に関する科目（1.2単位以上） 【B群（演習・実習科目）】 社会福祉演習・実習に関する科目	社会学
		専門関連科目（4単位以上） 医学・保健に関する科目 心理に関する科目 法律に関する科目 社会に関する科目 その他の社会科学に関する科目	

整理番号	専攻の区分	専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数（6.2単位以上）	専攻分野の名称
6	比較文化	専門的科目（3.2単位以上） 比較社会に関する科目 比較文化に関する科目 比較思想に関する科目 文化人類学に関する科目 文化地理学に関する科目	教養
		専門関連科目（8単位以上） 地域研究に関する科目 国際関係に関する科目 専攻分野「教養」の他の専攻の区分の科目	
7	地域研究	専門的科目（3.2単位以上） アジアの地域研究に関する科目 北米の地域研究に関する科目 ヨーロッパの地域研究に関する科目 中東の地域研究に関する科目 中近東の地域研究に関する科目 アフリカの地域研究に関する科目 オセアニアの地域研究に関する科目	教養
		<p>（少なくとも1つの区分から下記により2.0単位以上）</p> <p>記 各地域の政治・経済に関する科目 各地域の文化・社会に関する科目 各地域の地理に関する科目 各地域の歴史に関する科目 各地域の言語に関する科目</p>	
8	国際関係	専門的科目（3.2単位以上） 国際政治に関する科目（8単位以上） 国際経済に関する科目（4単位以上） 国際法に関する科目 国際開発に関する科目	教養
		専門関連科目（8単位以上） 比較文化に関する科目 国際関係に関する科目 専攻分野「教養」の他の専攻の区分の科目	

整理番号	専攻の区分	専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数(6.2単位以上)	専攻分野の名称
9	法学	専門的科目(4.8単位以上)	法学
		公法学に関する科目(8単位以上) 民事法学に関する科目(1.6単位以上) 刑事法学に関する科目(8単位以上) 基礎法学に関する科目(4単位以上) 国際関係法に関する科目(4単位以上) 法学に関する論議的科目	
10	政治学	専門的科目(4.0単位以上)	政治学
		政治学に関する科目 経済学に関する科目	
11	経済学	専門的科目(4.0単位以上)	経済学
		政治に関する論議的科目(8単位以上) 政治の思想及び歴史に関する科目(8単位以上) 現代の政治の実態に関する科目	
11	経済学	専門的科目(4.0単位以上)	経済学
		経済学に関する科目 経済学に関する科目 統計学に関する科目	
12	商学	専門的科目(4.0単位以上)	商学
		商学に関する科目 金銭論に関する科目 買付論に関する科目 交通論に関する科目 マーケティングに関する科目 会計学に関する科目 商業史に関する科目	
12	商学	専門的科目(4.0単位以上)	商学
		経済学に関する科目 経営学に関する科目 法学に関する科目 情報論に関する科目	

整理番号	専攻の区分	専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数(6.2単位以上)	専攻分野の名称
13	経営学	専門的科目(4.0単位以上)	経営学
		経営学・経営学史に関する科目 企業論に関する科目 経営管理論に関する科目 人事管理論に関する科目 国際経営論に関する科目 経営情報論に関する科目 経営史に関する科目 会計学に関する科目 マーケティングに関する科目	
14	看護学	専門的科目(4.0単位以上)	看護学
		【A群(講義、演習、実験科目)】(1.6単位以上) 基礎看護学に関する科目 母性看護学に関する科目 小児看護学に関する科目 成人看護学に関する科目 老人看護学に関する科目 地域看護学に関する科目	
15	機械工学	専門的科目(4.0単位以上)	工学
		【A群(講義・演習科目)】(3.0単位以上) 機械材料・材料力学に関する科目 機械工作・生産工作に関する科目 設計工学・機械要素・トライボロジーに関する科目 流体工学に関する科目 熱工学に関する科目 機械力学・制御に関する科目 知能機械学・機械システムに関する科目	
15	機械工学	専門的科目(4.0単位以上)	工学
		【B群(実験・実習科目)】(6単位以上) 機械工学に関する実験・実習科目	
15	機械工学	専門的科目(4.0単位以上)	工学
		医学に関する科目 保健学に関する科目 社会福祉学に関する科目 医療情報科学に関する科目	
15	機械工学	専門的科目(4.0単位以上)	工学
		【B群(実験・実習科目)】(6単位以上) 機械工学に関する実験・実習科目	
15	機械工学	専門的科目(4.0単位以上)	工学
		工学の基礎となる科目 工学及び周辺技術に関する科目	

整理番号	専攻の区分	専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数(6.2単位以上)	専攻分野の名称
16	電気電子工学	専門的科目(4.0単位以上)	工学
		【A群(講義・演習科目)】(3.0単位以上) 電気電子工学の基礎となる科目(4.0単位以上) 電気工学に関する科目 電子工学に関する科目 通信・情報工学に関する科目	
		【B群(実験・実習科目)】(6.0単位以上) 電気電子工学に関する実験・実習科目	
		専門関連科目(4.0単位以上) 工学の基礎となる科目 工学及び周辺技術等に関する科目	
17	情報工学	専門的科目(4.0単位以上)	工学
		【A群(講義科目)】(3.0単位以上) 情報工学基礎理論に関する科目(4.0単位以上) 計算機システムに関する科目(6.0単位以上) 情報処理に関する科目(6.0単位以上) 情報に関連する科目	
		【B群(演習・実験・実習科目)】(6.0単位以上) 情報工学に関する演習・実験・実習科目	
		専門関連科目(4.0単位以上) 工学の基礎となる科目 工学及び周辺技術等に関する科目	
18	応用化学	専門的科目(4.0単位以上)	工学
		【A-1群(講義・演習科目)】(2.0単位以上) 物理化学に関する科目 無機化学に関する科目 有機化学に関する科目 分析化学に関する科目 生物化学に関する科目 化学工学に関する科目	
		【A-2群(講義・演習科目)】(1.0単位以上) 工業化学に関する科目 化学プロセスに関する科目 材料化学に関する科目	
		【B群(実験・実習科目)】(6.0単位以上) 応用化学に関する実験・実習科目	
専門関連科目(4.0単位以上) 工学の基礎となる科目 工学及び周辺技術等に関する科目			

整理番号	専攻の区分	専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数(6.2単位以上)	専攻分野の名称
19	材料工学	専門的科目(4.0単位以上)	工学
		【A-1群(講義・演習科目)】(2.6単位以上) 材料物性に関する科目 材料化学に関する科目 材料組織に関する科目 材料強度に関する科目 材料プロセスに関する科目	
		【A-2群(講義・演習科目)】(4.0単位以上) 金属材料に関する科目 無機材料に関する科目 有機材料に関する科目 複合材料に関する科目	
		【B群(実験・実習科目)】(6.0単位以上) 材料工学に関する実験・実習科目	
20	家政学	専門的科目(4.0単位以上)	家政学
		【A-1群(講義科目)】 家政学に関する総合的な科目(6.0単位以上)	
		【A-2群(講義科目)】(1.8単位以上) 児童学に関する科目 食物学に関する科目 被服学に関する科目 住居学に関する科目 生活経済に関する科目	
		【B群(演習・実験・実習科目)】(6.0単位以上) 家政学に関する演習・実験・実習科目	
21	音楽	専門的科目(4.0単位以上)	芸術学
		作曲に関する科目 演奏に関する科目 音楽理論・音楽中に関する科目 音楽教育に関する科目	
		【A-1群(講義・演習科目)】(6.0単位以上) 社会学に関する科目 心理学に関する科目 教育学に関する科目 自然科学に関する科目 美学に関する科目 人間工学に関する科目 統計学に関する科目 情報学に関する科目 家庭科教育に関する科目	
		【B群(実験・実習科目)】(6.0単位以上) 音楽に関する演習・実験・実習科目	
専門関連科目(4.0単位以上) 音楽に関連する科目			

整理番号	専攻の区分	専攻に係る授業科目の区分及び修得すべき単位数(6.2単位以上)	専攻分野の名称
22	美術	専門的科目(4.0単位以上) 美術制作に関する科目 美術理論、美術史に関する科目 美術教育に関する科目	芸術学
		専門関連科目(4単位以上) 文化中に関する科目 和楽に関する科目 外国語に関する科目 民族学に関する科目 社会学に関する科目 情報科学に関する科目 心理学に関する科目 言語学に関する科目 演劇学に関する科目 生態学に関する科目	

(以下 略)